

## ◎中小企業における経営の承継の円滑

### 化に関する法律

(平成二〇年五月一六日法律第三三三号)

#### 一、提案理由

(平成二〇年四月二日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供する等、我が国の経済の基盤を形成しており、雇用の確保や地域経済の活性化等重要な役割を担う存在であります。

このため、中小企業がその活力を維持しつつ事業活動を継続し、その経営が次の世代へと円滑に承継されていくことは、我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であります。

しかしながら、中小企業においては、その代表者の死亡や退任によって次の代表者に経営が承継される際に、相続に伴う株

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

式等の分散や、多額の資金需要の発生といった課題に直面し、その後の事業活動の継続に支障が生じる場合があります。

このような課題に対応するため、中小企業における経営の承継を円滑化するための措置を講じ、中小企業が、雇用等の事業規模を縮小することなく事業活動を継続していくことを可能とする必要があります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、後継者が旧代表者から贈与を受けた株式等について、当該旧代表者の相続開始後の遺留分減殺請求によって分散することを防止するため、当該旧代表者の推定相続人全員の合意により、当該株式等の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと等を可能とする民法の特例を定めることとしております。

第二に、事業の実施に不可欠な資産の取得等に必要な資金の供給を円滑化するため、経営の承継に伴い事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者を経済産業大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例等の支援措置を講ずることとしております。

第三に、中小企業におけるその代表者の死亡等に起因する経営の承継を円滑化するために、平成二十年度中に、相続税の課

## 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

税について政府が必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告（平成二〇年四月一〇日）

○東順治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業において、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るため、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講じ、あわせて、平成二十年度中に相続税の課税について政府が必要な措置を講ずること等を定めるものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月四日質疑に入り、昨日質疑を終了したものであります。質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

## 九〇

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議（平成二〇年四月九日）

政府は、本法施行に当たり、中小企業がその活力ある事業活動を継続しつつ経営が円滑に承継されていくことが我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 相続税の課税についての必要な措置のあり方については、中小企業や本委員会での非上場自社株式に係る納税猶予割合を一〇〇％に引き上げるなどの要望をふまえて、新たに創設される納税猶予制度について、経営の承継が一層円滑なものとなるよう引き続き検討を行うこと。

また、中小企業への相続税の課税方式の変更等今後の相続税制の見直しに当たっては、中小企業のこれまでの取り組みや意見を十分踏まえながら本法の趣旨が損なわれることのないよう留意すること。

二 相続税の納税猶予制度に係る適用要件等の具体的な検討に当たっては、租税回避行為の防止に留意しつつ、事業継続期間中における合併再編等中小企業の活発な経営戦略に支障が出ることがないよう、中小企業の経営の実態に即して可能な

限りその具体化に努めるとともに、施策内容について関係中小企業者等に対し早期の情報提供に努めること。

なお、雇用の確保を条件とするに当たり、当該中小企業の労働者の権利が不当に損なわれることのないよう、政府の適時の確認手続きを設けるなどその確保に万全を期すこと。

三 遺留分に関する民法の特例措置について、当事者間の合意が適正になされ、経済産業大臣及び家庭裁判所に係る諸手続きが円滑になされるよう関係部局に趣旨が徹底されるところに、その手続方法等についても具体的な例示等を用いるなど中小企業に十分理解されるよう周知徹底に努めること。併せて、中小企業の具体的な取り組みに資するよう指導・助言等の十分な支援を行うこと。

また、当該措置の今後の実施状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うなど柔軟な運用に努めること。

四 中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。

### 三、参議院経済産業委員長報告（平成二〇年五月九日）

○山根隆治君 ただいま議題となりました法律案につきまし

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

て、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業における経営の承継を円滑化するため、遺留分に関する民法の特例を定めるとともに、中小企業が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、民法の特例措置が公平に運用される必要性、事業承継税制の具体的内容及び適用要件、事業承継支援センターの役割と支援策の充実等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議（平成二〇年五月八日）

地域経済の活性化を図るためにも、中小企業の経営の承継の円滑化のための取組を支援することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置の適用に当たっては、遺留分権利者全員との合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭

裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑化のために用いられるように運用すること。

二 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当たっては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。

また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当たっては、本委員会での軽減割合を一〇〇％に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえて、その事業活動の継続に支障が生じることのないよう留意すること。

三 中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う事業継続ファンドを一層促進すること。

また、親族内承継のみならず、親族外への経営の承継についても、その円滑化が図られるよう、事業承継資金融資制度等の支援策を一層拡充すること。